

農林水産部指定コンクリート二次製品製造工場指定基準

(目的)

第1条 この指定基準は、茨城県農林水産部が発注する土地改良工事に使用される溝型柵渠、排水フリューム（以下「コンクリート二次製品」という。）を製造する工場を指定するために、必要な事項を定める。

(品質)

第2条 コンクリート二次製品は、「農林水産部農地局指定コンクリート二次製品規格基準」により製造されたものでなければならない。

(工場)

第3条 工場又は本社が茨城県内に設置されていること。また、コンクリート二次製品を製造する工場は、日本産業規格（JIS A5372）認証取得工場であり、次に掲げる試験設備及び製造設備を有していなければならない。

(1) 試験設備

第2条に定めた試験を行うのに必要な設備

(2) 製造設備

第2条に定めた品質のものを製造できる設備

(指定申請)

第4条 指定を受けようとする者は、指定工場指定申請書（様式－1）に次に掲げる書類を添付し、農林水産部長（農村計画課扱い、以下同じ。）に申請しなければならない。

なお、指定申請に先立ち、次に掲げる（1）から（5）の書類を添付し農林水産部長と事前協議（様式－2）を行う。

(1) 申請工場

(2) 会社概要（商業・法人登記簿謄本等添付）

(3) 日本産業規格認証取得の認証書の写し

(4) 位置図（1/50,000）

(5) 工場平面図

(6) 製造実績（製造量及び出荷量）

(7) 製造設備

(8) 品質管理責任者及び試験設備

(9) 申請製品の品質管理試験結果表

(10) 社内規格

(11) その他

(指定)

第5条 農林水産部長は、前条の規定により申請を受理したときは、申請書類に基づきコンクリート二次製品の規格、品質、工場の設備及び品質管理体制等について、審査し、適当と認めるときは、指定工場承認書（様式－3）により申請者に通知するとともに、その写しを添付し、関係機関の長に通知する。

(変更)

第6条 指定を受けた工場が、改築又は更新等による第3条の設備を変更した場合は、指定工場変更申請書（様式－4）により変更する事項について申請し、農林水産部長の承認を得なければならない。

農林水産部長は、変更申請が適当と認められたときは、指定工場変更承認書（様式－6）により申請者に通知するとともに、その写しを添付し関係機関の長に通知する。

2 指定を受けた工場が代表者、工場長、品質管理責任者、工場の社内規格等変更した場

合は、2週間以内に、指定工場変更報告書（様式－5）により関係書類を添付し、農林水産部長に報告するものとする。

- 3 指定を受けた工場が製造事業の全部を譲渡、相続又は合併し、その地位を承継した者は、2週間以内にその事実を証する書面を添えて、農林水産部長に指定の変更を申請し、承認を受けなければならない。

（廃止及び指定の失効）

第7条 第5条により指定を受けた工場が事業を廃止した場合は、遅滞なく指定工場事業廃止届（様式－7）を農林水産部長に届け出なければならない。

- 2 前項の指定工場事業廃止届が受理されたときは、当該指定はその効力を失うものとする。

（立入調査）

第8条 農林水産部長は、必要に応じ指定を受けた工場等に立ち入り、製品、使用原材料及び製造設備等の品質確保に必要な生産条件について調査することができる。

（納入停止及び指定取消し）

第9条 農林水産部長は、指定を受けた工場が次のいずれかに該当するときは、その工場に対し指定工場資材納入停止通知書（様式－8）により、農林水産部発注の建設工事製品の納入停止、若しくは、指定工場指定取消通知書（様式－10）によりその指定を取り消すことができる。

また、納入停止期間が終了し、立入調査の結果、改善事項の確認ができたときは、指定工場資材納入停止解除通知書（様式－9）により農林水産部発注の建設工事資材、製品の納入を開始することができる。

なお、納入停止及び停止解除又は指定の取り消しの措置を行った場合は、速やかにその旨を関係機関の長に通知するものとする。

（1）第12条の規定により行った改善命令に対し、資材の品質が確保されず、誠意ある改善がなされなかったとき

（2）公共工事に納入された資材に重大な欠陥が認められたとき

（3）不正な手段により指定を受けたとき

（4）前号（1）から（3）によるほか納入停止又は指定取消が妥当であると認められたとき

- 2 前項の規定による納入停止期間は、「茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領」等を参考に決定する。

（工場の休止及び再開）

第10条 指定を受けた工場は、製造及び出荷の休止をするときは、遅滞なく農林水産部長に指定工場業務休止届（様式－11）を届け出なければならない。

工場が再開する場合は速やかに指定工場業務再開届（様式－12）を届け出なければならない。

なお、再開にあたり農林水産部長は、工場に立入調査を実施し、品質管理が良好であることを確認するものとする。

（改善命令）

第11条 農林水産部長は、指定を受けた工場が次のいずれかに該当するときは、その工場に対し指定工場改善命令書（様式－13）により改善命令を発令することができる。改善命令を受けた工場は、指定工場改善計画書（様式－14）を提出し、早急に改善しなければならない。

（1）公共工事に納入された当該工場に係わる資材の品質が基準に適合しないと認められたとき

- (2) 立入調査の結果、当該工場で製造される資材が基準に適合しないと認められたとき、又は工場の試験設備、製造設備、品質管理方法その他資材の品質確保に必要な技術的生産条件等が適正でないと認められたとき
 - (3) 前号(1)(2)によるほか、この基準に定められた品質の資材を製造するため改善が必要であると認められたとき
- 2 改善を完了した工場は、指定工場改善報告書(様式-15)を提出し、農林水産部長に確認を受けなければならない。

(書類様式)

第12条 この基準に係わる書類に関しては下記によるものとする。様式に定めのない書類が必要な場合、適宜作成の上、提出すること。

- 様式-1 指定工場指定申請書
- 様式-2 指定工場事前協議申請書
- 様式-3 指定工場承認書
- 様式-4 指定工場変更申請書
- 様式-5 指定工場変更報告書
- 様式-6 指定工場変更承認書
- 様式-7 指定工場事業廃止届
- 様式-8 指定工場資材納入停止通知書
- 様式-9 指定工場資材納入停止解除通知書
- 様式-10 指定工場指定取消通知書
- 様式-11 指定工場業務休止届
- 様式-12 指定工場業務再開届
- 様式-13 指定工場改善命令書
- 様式-14 指定工場改善計画書
- 様式-15 指定工場改善報告書
- 様式-16 業務報告書
- 様式-17 品質管理報告書

(業務報告)

第13条 指定を受けた工場は、年1回、5月末までに製造及び出荷に関して業務報告書(様式-16)を、7月末までに品質管理に関して品質管理報告書(様式-17)により農林水産部長に報告するものとする。

(その他)

第14条 この基準に定めるもののほか、基準を運用する上で必要な事項は農林水産部長が別に定める。

付則

1. この基準は平成4年8月1日より適用する。
2. 溝型柵渠工場指定基準は平成4年7月31日を以って廃止する。
3. この基準適用前の溝型柵渠工場指定基準により承認された事項は本基準によりなされたものとみなす。
4. この基準は平成12年11月1日より適用する。
5. この基準は令和2年7月27日より適用する。